2　地方公共団体が、旧法第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域の区域内において旧法第三条第十一号に規定する国際物流拠点産業の用に供する設備を平成二十六年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第四十九条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3　地方公共団体が、旧法第五十五条第一項の規定により指定された金融業務特別地区の区域内において旧法第三条第十四号に規定する金融業務に係る事業の用に供する設備を平成二十六年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第五十八条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第六条　この法律の施行の際現に旧法第四十五条第一項の規定により関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項に規定する指定保税地域とみなされている土地又は建設物その他の施設は、新法第四十五条第一項の規定に基づき関税法第三十七条第一項の規定により指定を受けた指定保税地域とみなす。

第七条　この法律の施行の際現に旧法第五十六条第一項の認定を受けている法人に関する認定の取消し及び金融業務に係る所得の課税の特例については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第九条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「（国際物流拠点産業集積地域の指定）の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された地域」を「（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号（国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業集積地域」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八号

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「次号」を「以下この項」に改め、同項第二号イ中「以下」の下に「この号において」を加え、同項に次の一号を加える。

三　次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四九以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十二年の人口から当該市町村人口に係る昭和六十年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ　国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十年の人口で除して得た数値（以下この号において「四十五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

ロ　四十五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十二年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三二以上であること。

ハ　四十五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十二年の人口のうち十五歳以上三十五歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一二以下であること。

ニ　国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和六十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和六十年の人口で除して得た数値が〇・一九以上であること。

第十二条第一項第十八号を同項第二十三号とし、同項第十四号から第十七号までを五号ずつ繰り下げ、同項第十三号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は市町村立の高等学校」に改め、「屋内運動場」の下に「、屋外運動場、水泳プール」を加え、同号を同項第十八号とし、同項第十二号を同項第十七号とし、同項第十一号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設

第十二条第一項第十号を同項第十四号とし、同項第七号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、同項第六号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　一般廃棄物処理のための施設

十　火葬場

第十二条第一項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの

第十二条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四　中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置等）

第二条　この法律による改正後の過疎地域自立促進特別措置法（以下「新法」という。）第二条第一項第二号の規定は、この法律の施行の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、適用しない。

第三条　この法律の施行の日以後に新法第二条の規定により新たに過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村につき新法第十条（別表を含む。）、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定を適用する場合には、これらの規定は、新法第二条第二項の規定による公示の日の属する年度（以下「公示の年度」という。）の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付（以下「負担等」という。）（公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等を除く。）から適用し、公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等及び公示の年度の前年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担等で公示の年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。